

構造等変更検査
自動車税 納税

自動車検査証を
返付します

合格

¥

2つのチェックがないと
自動車検査証の返付けが
受けられなくなります!



平成22年4月1日より
構造等変更検査での
自動車税の
納税確認が行われます!

平成22年4月1日以降の構造等変更検査において、当該自動車に係る自動車税の納税が確認できない場合、自動車検査証の返付を受けることができなくなります。（自動車税の納税が確認できない場合でも、受換は可能です。）

自動車税センターからのお知らせ

◆ 「自動車税・自動車取得税申告書（報告書）」の提出について

納税義務者に代わって自動車の各種登録（新規登録、移転登録、変更登録、自動車検査証の記載事項の変更及び構造変更等）を行った場合には、「自動車税・自動車取得税申告書（報告書）」（以下「税申告書」という。）を必ずC棟①番窓口「自動車税センター」に提出してください。

後日、不申告（不申告に関する過料等が発生する場合があります。）が判明したときは、所有者等に税申告書の提出依頼の文書を送付しますので忘れずにお申告をお願いします。

【担当部署】審査担当(C棟①番窓口)

◆ 「自動車税納税証明書（継続検査用）」ご用意のお願いについて

毎年、3月は自動車の継続検査が増加する時期です。

継続検査の際は、お客様からお預かりした自動車の整備とともに、『自動車税納税証明書（継続検査）』もご用意いただき、納税確認から受検までがスムーズに進むようお願いします。なお、次の場合は納税証明書のご用意がないと継続検査の受検ができませんので、ご注意ください。

1 他県ナンバー又は他県からの転入車両の継続検査を受検する場合

『他県ナンバー』及び『他県からの転入車両』とともに、平成21年度自動車税を課税した他の都道府県が発行する自動車税納税証明書（継続検査用）が必要です。

他の都道府県が発行した納税証明書がない場合は、継続検査を受検することができません。

必ず、自動車税納税証明書（継続検査用）のご用意をお願いします。

【ご注意】継続検査を受検する前に平成21年4月1日時点で付けていたナンバーの都道府県に問い合わせて継続検査用納税証明書の交付を受けてください。

2 山梨県の自動車税を銀行等で納付後、2週間以内に受検する場合

金融機関で山梨県の自動車税を納付した場合、自動車税センターのコンピューター画面に表示されるまでに、4日から最長で2週間ほど時間を要する場合があります。

この場合の継続検査は、納税確認が長時間になったり、**納税確認ができない場合は、継続検査の受検ができなくなります**ので、事前に自動車税領収書原本のご用意をお願いします。

【ご注意】お客様から自動車税の領収書原本（コピーやFAXでは、納税確認できません。）をお借りして自動車税センター納税確認窓口に提示いただけるようお願いします。

【担当部署】管理担当(C棟③番窓口)

納税証明書ホームページ：http://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/jidosha_nozeikakunin.html

◆ 自動車税センター①番～④番窓口の受付時間の変更について

平成22年4月1日（木）から、県の機関の執務時間が午前8時30分～午後5時15分に変更となります。これに伴い、**自動車税センター内の①番～④番の各窓口の受付時間も午前8時30分～午後5時15分に変更となります。**

なお、山梨県自動車整備振興会内の納税確認派出窓口の受付時間は、『午前9時～午前11時45分まで及び午後12時55分～午後3時まで』で、変更はございません。

【問い合わせ先】

山梨県自動車税センター

住所：〒406-8558 笛吹市 石和町 唐柏 1000-4

電話番号：055-262-4662（代表） FAX番号：055-263-2421